

加古川市立認定こども園における教育認定子どもに係る給食の実施に
関する要綱

平成29年3月31日

こども部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市立認定こども園（以下「認定こども園」という。）における加古川市立認定こども園条例（平成28年条例第32号）第4条に規定する教育認定子ども（以下「教育認定子ども」という。）に係る給食の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(給食の実施)

第2条 市長は、認定こども園に在園する教育認定子どもに対し、給食を実施する。ただし、加古川市立認定こども園園則（平成29年規則第14号）第12条に規定する教育又は保育の提供を行わない日その他園長が必要と認める日は、実施しない。

2 給食の年間基本回数は187回とする。

(給食費)

第3条 給食費の額は、1食あたり210円とする。

2 市長は、給食費として毎月3,500円を徴収する。

3 前項の規定にかかわらず、加古川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める規則（平成27年規則第3号）第12条第4項第3号ア（ア）に係るものに限る。）又はイ（（ア）に係るものに限る。）に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもに係る給食費は免除する。

(給食費の納入方法)

第4条 教育認定子どもの保護者は、給食費を毎月（8月を除く。）28日（12月にあつては、26日）までに納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 既納の給食費は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、給食費の全部又は一部を還付することができる。

(給食費の精算)

第5条 年間の支払い総額が、実際に給食を実施した回数に応じた金額になるように、3月分徴収時、退園時又は第3条第3項の規定により給食費を免除することとなった時に精算することとし、差額が生じた場合は追徴又は還付する。

2 月途中入園の児童については、入園後の当該月に給食を実施した回数に応じた額を徴収することとする。ただし、入園日によっては、当該月に徴収せず3月に精算する。

3 認定こども園間で転園する場合は、それぞれの園で給食を実施した回数に応じて精算することとする。

(給食費の取り扱い)

第6条 給食費を徴収しない場合は、次のとおりとする。

(1) 行事等で、給食を中止した場合

(2) 6日(土日祝は除く。次号において同じ。)以上連続して出席停止となり、又は欠席した場合(6日目以降に係るものに限る。)(次号に掲げる場合を除く。)

(3) 疾病により6日以上連続して欠席する場で、当該欠席する日の初日の6日以前に園へ連絡したとき。

(4) その他市長が特別の理由があると認めた場合

2 給食費を徴収する場合は、次のとおりとする。

(1) 気象警報発令により、休園となった場合

(2) 欠席者が多いなどの突発的な理由により、午後保育がなくなった場合

(3) 園閉鎖及び学級閉鎖の場合

3 食物アレルギーにより喫食できない場合は、学校の「食物アレルギー等対応マニュアル」に準じ、次のとおり取扱う。

(1) 常時弁当を持参する場合は、給食費を徴収しない。

(2) 献立により弁当を持参する場合は、事前連絡により調整ができていたものは日額を減額する。

(3) 献立によって一部持参し給食の一部を喫食した場合は、通常どおり給食費を徴収する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月8日から施行し、令和2年3月2日から適用する。